（以下「首都圏発着型」という。）、(ハ)に定める期間のうち最大２日間若しくは３日間に、(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	セット有無	最大日数	軽自動車等	普通車
首都圏発着型	通常プラン	２日間	6,600円	8,700円
		３日間	7,600円	9,700円
	セットプラン	２日間	6,000円	7,500円
		３日間	6,500円	8,500円
名古屋発着型	通常プラン	２日間	8,000円	10,000円
		３日間	9,000円	11,000円
	セットプラン	２日間	6,500円	8,500円
		３日間	7,500円	9,500円
周遊型	通常プラン	２日間	4,600円	5,600円
	セットプラン	２日間	4,000円	5,000円

(ハ)　実施する期間

令和８年４月１日から令和９年４月２日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ)　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから下総インターチェンジまで並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで並びに第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで並びに一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまで並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない））の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間。

(b)　名古屋発着型の出発及び到着エリア

中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまで並びに第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまで並びに東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまで並びに東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから岐阜インターチェンジまでの区間。

(c)　周遊エリア

上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまで並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから中津川インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱ホを次のとおり改める。

ホ　2026ツーリングプラン

(イ)　割引をする自動車

(ハ)(a)に定める期間のうち連続する最大３日間に(ニ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「(a)道南・道北コース」という。）若しくは(ニ)(b)に定める区間を通行（以下「(b)道南・道東コース」という。）、(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大２日間に(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「(c)東北・三陸コース」という。）、(ニ)(d)に定める区間を通行（以下「(d)関越道・東北道・上信越道コース」という。）、(ニ)(e)に定める区間を通行（以下「(e)東北道・常磐道コースミニ」という。）若しくは(ニ)(g)に定める区間を通行（以下「(g)東関東道・館山道コース）」という。）又は(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大３日間に(ニ)(f)に定める区間を通行（以下「(f)東北道・常磐道コースワイド」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等（ただし、別表１－１に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はハで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

コース名	最大日数	料金の合計額
(a)道南・道北コース	３日間	6,100円
(b)道南・道東コース	３日間	6,100円
(c)東北・三陸コース	２日間	3,800円
(d)関越道・東北道・上信越道コース	２日間	3,100円
(e)東北道・常磐道コースミニ	２日間	2,500円
(f)東北道・常磐道コースワイド	３日間	5,100円
(g)東関東道・館山道コース	２日間	2,500円